

2010年3月17日

国立大学法人大阪大学
学長 鷺田清一殿

大阪大学箕面地区教職員組合
執行委員長 萬宮 健策



質問事項への回答に抗議する

当組合の2月15日付け、及び3月3日付け「国立大学法人大阪大学教職員退職手当規程（案）」についての質問、再質問に対して、貴職は2月25日と3月11日に「回答」をよこした。

2月12日の団体交渉の場で、組合は、就業規則による不利益変更という事態を正確に把握する必要があるので、平成28年度以降で不利益変更に該当する人数を尋ねた。その際、大学側は、文書により提出すれば「現時点での平成28年度以降の対象者の人数を出すことは出来る」と回答した。にもかかわらず、2月25日と3月11日の「回答」では、言を弄して答えようとしない。

「国立大学法人大阪大学教職員退職手当規程（案）」は、旧大阪外国語大学承継教員にとって労働条件の切り下げ提案であり、就業規則による不利益変更を伴うことは明白である。「国立大学法人大阪大学教職員退職手当規程（案）」による不利益変更の内容について、組合は、貴職が説明責任を果たすことを求めるとともに、組合への2月25日、3月11日付け回答に抗議を表明するものである。